

2024年3月6日

ひかりTV for docomo 利用規約

このたび、2024年3月6日をもって「[ひかりTV for docomo利用規約](#)」を以下のとおり改定いたします。会員のみなさまには、ご一読のうえ、今後もご利用頂きますようお願い申し上げます。

改定する規約と新旧対照表

「ひかりTV for docomo 利用規約」

(2024年3月6日改定版)

対象の条文	変更点	
第3条 11	新	本サービス月額基本利用契約を締結している本サービス契約者は、別途当社が指定する方法により、当該本サービス契約者のdアカウントにて、ひかりTV利用規約に基づく利用登録をすることで、ひかりTV専門チャンネル・ビデオプランの契約者が利用可能なサービスを、その利用に必要なひかりTV専門チャンネル・ビデオプランの月額基本利用料金を別途ご負担いただくことなくご利用いただけます。なお、本項において「本サービス契約者のdアカウント」とは、本サービス利用契約の申込み時にdアカウントを特定して申し込んだ場合には当該dアカウントを、それ以外の方法で申し込んだ場合には第8項によりひかりTV for docomo対応受信装置とペアリングしたdアカウントをそれぞれ指すものとしします。
	旧	(元の内容を変更せずに、13項に再採番)
第3条 12	新	前項の定めにかかわらず、本サービス契約者による本サービス月額基本利用契約の解約その他本規約に定める事由により当該契約が終了した時点で、ひかりTV専門チャンネル・ビデオプランで利用可能なサービスはご利用いただけなくなります。また、以下のサービス契約は、自動的に終了するものとしします。 ひかりTV対応受信装置レンタルサービスにかかる契約
	旧	(元の内容を変更せずに、14項に再採番)